

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月15日

島根県警察本部長 中村 振一郎

1 入札に付する事項

- (1) 入札の件名
島根県警察本部庁舎で使用する電気調達 一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 調達期間
令和8年（2026年）6月1日 0:00 から令和9年（2027年）3月31日 24:00
- (4) 調達施設
島根県松江市殿町8-1 島根県警察本部

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組及び地域における再エネの創出・利用の取組に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たしている者であること。
 - (9) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。
 - (10) 入札説明書において示す「誓約書」を提出できる者であること。
 - (11) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110（内線2241～2242）
 - 5 入札説明書の交付等
 - (1) 入札説明書の交付方法
 - ア 交付期間
本公告の日から令和8年5月10日（日）正午までの間
 - イ 交付場所
島根県ホームページ上
 - (2) 入札説明会
行わない。
 - 6 入札参加希望者に要求される事項
 - (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年4月24日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。（郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による提出にあっては、提出期限までに必着していること。）
 - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
 - 7 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時
令和8年5月12日（火） 午後1時
 - (2) 場所
島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部5階 第3小会議室
 - (3) 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年5月11日（月）午後4時までに到着していること。
 - 8 その他
 - (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (3) 契約保証金
契約単価に契約期間における予定使用電力量を乗じて算出した金額の100分の10以

上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。